

里だより ~229号~ 平成27年8月発行



介護老人保健施設 ゆうきの里

玉名市上小田1063番地 TEL0968-74-0666

【介護保険負担限度額認定証の更新手続きはお済みですか】

平成27年8月から、食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

介護保険3施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)を利用する方(ショートステイを含む)の「食費・部屋代」は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については「食費・部屋代」の負担軽減を行っています。

一方で、「在宅で暮らす方」や「保険料を負担する方」との公平性を更に高めるため、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等には、ご自身でご負担いただくよう基準の見直しを行います。



【 改正内容 】



- ① 配偶者が市町村税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外となります。
(世帯が同じかどうかは問わない)
- ② 預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外となります。
 - 1) 配偶者がいる方：合計2,000万円
 - 2) 配偶者がいない方：1,000万円



※ 負担軽減の対象外となった方で、その後負担軽減対象となった場合には、その時点から申請すれば負担軽減の対象となります。

※ 詳しくは各市町村介護保険窓口にお尋ね下さい。



厚生労働省「食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります」のリーフレットより引用

